

<b>Title</b>	昭和の異端審問：治安維持法の運用とその法思想史的考察
<b>Author(s)</b>	加藤, 恵司
<b>Citation</b>	キリスト教と諸学：論集, Volume7, 1992.10：37-56
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2998">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2998</a>
<b>Rights</b>	

SERVE

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

## 昭和の異端審問

### ——治安維持法の運用とその法思想史的考察——

加 藤 恵 司

#### 序

一九四二（昭和一七）年六月、日本基督教団に所属する教職者が治安維持法違反で検挙された事件が発生してから本年でちょうど半世紀を経た。治安維持法は一九二五年から敗戦となった一九四五年までの二〇年間、人々の行動と思想を厳しく取り締まった法律であり、権力者の側からすれば天皇制の正当化と非合法を合法化する機能を果たした。戦争という国家的非常事態において、権力者は自己正当化のために独善的に法を改正し、恣意的に法を運用した。それに対する国民の側は、当時においてはその横暴さを静観するしかなかったが、現在の我々はただ悲憤慷慨するにとどまっていたでは新憲法を基調とする法思想を生かすことはできない。天皇制ファシズムの時代的特質を明らかにしながら、被害の実態を検証し、治安維持法の適用を通して法の本質を思想史的視点から考察してみようと思う。

治安維持法の事実認識や成立過程の法制史的研究は、数こそ多くないが、幾つかの研究がある。司法省・内務省関

係の資料も明らかにされており、政治関係団体に適用された分野については、かなりの文献が存在する<sup>(1)</sup>。しかし、キリスト教弾圧については今だに十分な検討が行なわれているとは言いがたい<sup>(2)</sup>。それは、弾圧を受けた被害者が牧師であるために権力を弾劾する意識に欠けること、戦時下において他のキリスト教会が妥協する処世術の知恵をもっていたのに比して被弾圧者には知識がないとか神学がないとかの評価を受容していたこと、傷痕の深さによって微妙にも臆病にされてしまったことなどが考えられる。幾度かの資料調査を試みたにもかかわらず、客観的資料が乏しいことなども充分な理解に困難さを加えている。今回取り挙げた一連の事件で、東京では複数の牧師を被告とする統一裁判が行なわれたが、東京大空襲で裁判所が直撃されて調書類が消失してしまったため裁判を継続することができなくなり免訴が言い渡されたように<sup>(3)</sup>、戦災によって貴重な資料は失われてしまった。また、あるところでは特高関係の資料類は一九四五年八月一五日の敗戦以降焼却されたとも言われており、今もなお閉ざされたままである。

以上のような状況を念頭に置きながら、伊藤馨、小出朋治という二人の牧師の裁判（上告審判決）及び獄中生活の記録を素材に小稿を進めてみたい。宗教団体法によって成立した日本基督教団の第六部といわれる聖教会にこの二人とも所属し、ほぼ一年の取り調べの末、伊藤は実刑四年、小出は実刑三年という重い判決を受けた。実刑体験をしたのは第六部で五名、第九部も五名で、検挙された内の僅か八パーセントに過ぎない。残りは、釈放された者、執行猶予のついた者、敗戦時まで最終審がでないまま拘留中の者であった。実刑判決を受けた者はすみやかに裁判が行なわれて服役中に敗戦を迎えた。伊藤は、敗戦による政治犯思想犯警察法廃止指令の発令で敗戦の年の一〇月に釈放の身となった。小出は、敗戦となって間もない九月に、釈放されることなく獄中死した。小出のほかに獄中で亡くなったのは、第九部の斎藤保太郎と辻啓蔵の二名を数えるが、いづれも敗戦以前のことであった。その意味で小出の死はあと一カ月もあれば釈放されたにちがいない無念の死であり、不審死なのである。

## 一、摘発（検挙及び取り調べ）

日本のプロテスタント教会は、一九三九年に制定された宗教団体法に基づいて統合され、一九四一年の末、日本基督教団が結成された。その結成後、半年を過ぎたばかりの一九四二年六月二六日の早朝、全国的な規模で教団の第六部及び第九部に所属する牧師八五名が一斉検挙された。その後の検挙者及び外地における逮捕者を合わせると一二二名という大量検挙であった。日本基督教団の第六部及び第九部に所属する牧師達だけが検挙された理由はなんだったのであろうか。キリスト教自体が国体に反するならば日本基督教団自体が弾劾されて然るべきであった。日本基督教団第六部及び第九部のルーツは、いわゆるホーリネス教会にその源を有していたが、再臨問題によって分裂した状態のまま教会合同に別々に加わったのである。

さて、検挙について伊藤馨は自分の周辺に特高がつきまわってきた状況から、薄々と不穏な動向を察していた。「しかるに二六日未明に、どんどんとけたたましい音がする。何人かの人々が、どやどやと、荒々しく戸をあけて入って来た。そしてすぐ次の間に臥している私の室にも入って来た。拘引<sup>(4)</sup>するといふのである。驚いた、そして『来たナ』と先刻かすめ去ったものがまた胸にぐっと来たような感じであった」と逮捕<sup>(5)</sup>当時を述懐している。しかし、多くの牧師達は一枚の勾引状をつきつけられてもなにゆえなのか全く予期していなかった。近畿部長であった小出の場合は、いつもどおり早朝から地区の教会を巡回しようとして出掛ける矢先であって、検挙される理由すらはつきりしていなかった。特高警察の行なう思想犯に対する捜査・逮捕は、内務省の警察管轄ではなく、司法省に委ねられていた。特高は司法権力そのものであるから、令状主義によらず特権的に捜査・逮捕することができた。治安維持法による取り締りはこのような方法で行なわれたのである。

取り調べは、かなり強権的で、ガリ版刷のマニユアルに基づいて行なわれた。その上、そのマニユアル通りにいかないと暴力がふるわれた。「課長は阿修羅のごとき血相をして立ち上がり、書記役の部長にささやく、部長はまもなく七人ばかりの若い刑事を伴ってきた。そしてわたしを道場のまん中につれて行き、ぐるりと取りまいて、それから私を柔道の手でもって投げとばすのである。すると向側にいるものは、それをうけてまた投飛ばすのである。若い刑事達は嬉しそうにやっていたらしい。私は丁度奴紙鳶のようであった」とか、「彼の思う通りの調書ができぬとき、彼は職権でもあるように暴力をふるうのであった。平手打ちはもち論、正坐させて竹刀で股をめった打ちする。一度は辛抱もできるが、二回目となると飛び上がるほどの痛さを感じる血がふき出る。監房に帰っても、坐る事ができぬほどである。階段の上り下りも容易ではない。」<sup>(6)</sup>このように伊藤の場合には特別に厳しい取り調べを受けた。そして、勾留の更新手続きが繰り返され、翌年の三月二五日までの九ヶ月間警察の監房に収容された。その取り調べ調書一通を伊藤は記念として要求したがその願いはかなわなかった。しかし、その他の人々には穏やかに取り調べが行なわれたようである。

## 二、起訴理由

このような無謀な取り調べであるが故に起訴理由なども明確に示されない。伊藤が証言している如く「私共にとつてはぜひ共その理由を知らねばならぬ事であるのに、私にはいまだにはっきりと知ることは出来ずにいる。いろいろと想像するが、それではならぬのである。」<sup>(7)</sup>その伊藤が予測したところによると、不敬罪、戦争反対、神社参拜反対、再臨信仰は国体変革運動ともとれると考えていた。小出の公判記録及び上告趣意書から判断すると治安維持法第七条の国体否定、神社皇室に対する不敬、再臨信仰の国体否定、外国の宗教という偏見によるスパイ容疑が挙げられる。

しかし、いづれにしても推測の域をでない。

治安維持法下においてはどのような行為が処罰されるのか想像は出来ても、ただそれだけのことであり、近代刑法の人権保障原理である罪刑法定主義とは無縁のものであった。大日本帝国憲法第二三条で「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ」と人身の自由は保障しているものの、治安維持法の適用においては罪刑法定主義は取り消されていた。それは、フェリ (Enrico Ferri 1856 — 1929) やリスト (Franz von Liszt 1851 — 1919) にはじまる実証学派の理論が取り入れられた結果である。すなわち、折からの戦時体制において、犯罪人は社会にとって危険・有害なものであるから社会を防衛するために刑罰を科するという社会責任論が採用され、苛酷な弾圧を可能にした。

さて、さまざまな起訴理由が想像されるが、ここでは神社問題<sup>(8)</sup>、再臨信仰に限定して簡略に考察しておきたい。

ホーリネス系の教会は神社問題に対してはつきりした見解を有していた。例えば、その前身であった東洋宣教会の年会記録によると「神社を一つの宗教と認む」という建議案が提出された。中田重治監督が「近來キリスト教会にすら神社を参拝し、祖先崇拜を唱えている者もある。(中略)わが教会はいつでも直接行動をなしている。われらだけでもやつのける覚悟である。神社を政府では内務省であつたつてには理由がある。外国の使節の神社参拝問題に端を発して、神社を宗教にあらざと文部省の社寺局より別離したれど、神社ほど宗教的のものはない<sup>(9)</sup>」と述べた後、多数の賛成をもって「神社を一つの宗教と認む」という議案を決議している。中田はそれ以前にも彼が編集する機関紙『きよめの友』において「われらは、敬意と礼拝とを区別している。敬意といつて宗教的儀式に従えば、それは礼拝である。(中略)神社は宗教でないと言えないのである。これは今後とも大いに研究すべき問題である」と主張している<sup>(10)</sup>。このような主張に影響され、各地で神社参拝拒否事件が生じた。

次に、神社参拝拒否に関して、伊藤と小出に共通する特筆に値する事件がある。小出が導いて献身した小山宗祐という牧師が、函館で護国神社参拝をしなかった行為を問われ、拘留中に変死している。彼の遺体を引き取ったのが伊藤である。伊藤や小出の検挙されたその年の一月一六日に逮捕され三月二六日に獄中自殺したといわれている。しかし、キリスト者の自殺は聖書的に禁じられ、聖書に忠実に生きようとする意思ある者が判決もでない時期に自殺するであろうか疑問である。遺体には首に溢死の紐のあとがあり、死体には拷問されたあとの痣がついていたという。また伊藤をはじめ死体を引き取った人々の証言から着衣の背面にも、遺骨にもベトリと血痕がついていた。自殺と仮定するならばどうして背面に血痕がつくのであろうか。そのようなことから他殺と判断できる。<sup>(1)</sup>

神社問題が即天皇制の基盤ではあるとは断定すべきではない。神道にも神社神道、学派神道、教派神道、皇室神道、民俗神道などがあり、神社神道と皇室神道が結合されて国教たる国家神道が生まれた結果、天皇制権力構造となったのである。中田の場合と小山の場合を比較すると、前者は時代的にも内容的にもまだ機が熟していなかったが、後者になるときわめて天皇崇拜と軍国主義が露骨になっていたのである。それは、後述する治安維持法が改悪されていく過程と一致する。

伊藤や小出が属していた第六部は、天皇制には比較的穏和な考え方をもっている。「皇紀二六〇〇年記念運動」が昭和一五年に開始され、伊藤も小出も共に運動主任として活躍した。更に、宗教団体法が施行され、昭和一六年、日本基督教団結成後の第六部第一総会の総会礼拝のプログラムには興味深いものがある。

#### 一、一同起立国歌二唱

#### 一、宮城遙拝

#### 一、皇軍将兵及戦没者並ニ家族ノ為默禱（以下略）<sup>(12)</sup>

このようなはじまりであった。伊藤も小出もこの総会で指導的役割を果たしている。検査された年の四月の総会で、伊藤は教職者の秘密会を要求して小山宗祐事件を報告し、そして各自が自重するよう勧めた。会議中に空襲警報が鳴り響き、高射砲の炸裂音がして議事を中断する際、小出は「御皇室の御安泰と祖国の勝利のため」に祈禱を捧げるように提案している事が議事録に載っている。観察の鋭い特高警察陣はこういった動向を察し得なかったのか、満足できなかったのか不明である。こういう点を看取すると決して抵抗とか、反抗とかに無縁な人々であり、かえって愛国的という感覚すら感じられる。

次に再臨問題について検討を加えることにする。創造主である唯一神の信仰が現人神天皇の宗教的權威を傷つけるものとして追及され、キリストの再臨によって地上における神の国の実現が迫っているとする再臨信仰が集中的な攻撃をうけた。<sup>(13)</sup> 東京の統一裁判の公判記録によれば一〇回の公判中で七回までが再臨問題に触れていたことからこの再臨問題が国体と相容れない理由であったことが窺える。

しばしば、浅見仙作の裁判が引用されて、再臨信仰は無罪であるといわれるが、<sup>(14)</sup> 結論的には無罪であったといえるが、浅見の最終審は一九四五（昭和二〇）年六月一二日であり、ホーリネス系の牧師達にはまだ判例として受け入れられ得ない。浅見の裁判は熱心な仏教徒で、信仰に理解を示し得た三宅正太郎が裁判長であったことや彼の背後に多くの文化人の支援があったことが判決を左右したと思われる。浅見が再臨信仰によって問われなかったのは、「再臨せるキリストに期待するところは専ら靈的活動<sup>(15)</sup>」と認めたからであり、先立って判決を受けた伊藤や小出の裁判が後味の悪いものであったとも考えることができる。

伊藤や小出の裁判は検察当局のマニユアルによって画一的に行なわれたと思われる。小出の上告趣意書によれば、大阪地方裁判所の原判決で「キリストヲ空中ニ臨マセ義ノ審判ヲ開始シ戦争其他災厄ヲ充滿セル所謂患難時代ヲ現出



セシメタル後キリストヲ地上ニ再臨セシメテ我國ヲ含ム世界各国ノ統治權ヲ撰取セシメキリストヲ統治者トナシ携挙セラレタル聖徒ヲ統治ニ参与スル王ヲラシメ神ノ選民ト称スルイスラエル人ヲ支配階級ト為ス千年王国ナル地上神ノ國ヲ建設シ次テ新天地ト称スル神ノ理想社会ヲ顯現シテ人類ニ幸福ヲ与ヘントスルモノニシテ右千年王国ノ建設ニ際リテハ我國天皇統治モ亦廢セラルヘキモノナリトナス国体ヲ否定スヘキ内容」と判断して<sup>(16)</sup>いた。再臨の教義は新約聖書に散見できるキリスト教の未来觀又は終末觀であつて、一般にキリスト教会と称するものの全部がキリストの再臨を信じている。しかも日本基督敎團規則第五條で「主の來たり給うを待望むものなり」と規定しているし、日本基督敎團規則第六條にある使徒信條の中にもその旨が記されている。その意味において再臨を問題とするならばキリスト教、あるいは、聖書そのものが国体に反することになる。伊藤の場合も「彼の再臨説はあくまでも靈的な信仰上の終末待望の觀念であり、決して現実社会を變革せしめ、まして天皇制を否定する政治思想ではなかつた。」<sup>(17)</sup>

以上の二點が主たる起訴理由となるものである。きわめて当然のことながら神社問題は神社を礼拝の対象にしないこと、それが「神官誹謗に在りたり」とし、再臨問題は「時期愈切迫せりと為して活発且積極なる啓蒙宣傳運動を全国的に展開する等戦時下国内の治安保持上放任し難き状況にありたり」とし、更にキリスト敎界に及ぼす「反響は相当深刻なるものあるを觀取せられたり」とか、一般宗敎界に対する影響から「当然の処置なり」という判決文からは、どこにも犯罪となる決定的な起訴理由は見当たらない。<sup>(18)</sup>むしろ、キリスト敎界や宗敎界に対する威嚇、牽制、見せしめがその目的であつたと考えられるのである。こうして起訴理由もよくわからず、伊藤は特高の「自作の調書」<sup>(19)</sup>と呼称していた調書に従つて起訴された。このように檢挙された者への合理性を否定し、偏見と敵意による摘発はまさに拷問に等しい。

### 三、治安維持法

起訴理由は以上のように明らかにされ得ないが、改正治安維持法第七条違反であることは紛れもない事実である。その条文は「国体ヲ否定シ又ハ神官若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」というものである。

この条文は治安維持法制定当初からあったわけではなく、一九四一年の改正で新設されたものである。治安維持法は三たび改正されたが、その都度に強化され、「悪法」という冠名がつけられていくが、その変遷を略述しておく。治安維持法の前史として、過激社会運動取締法案が一九二二（大正一一）年二月議会で提出された。本来、治安に関する問題は内務省の守備範囲であり、司法檢察が介入する余地はない。内務省と司法省が対立関係にあったために過激社会運動取締法案は審議未了、廃案となった。この法案は「無政府主義共産主義其ノ他ニ関シ朝憲ヲ紊乱スル事項ヲ宣伝シ又ハ宣伝セムトシタル者」（第一条）と規定し、その対象者は無政府主義者、共産主義者に限定されていた。ところが、社会主義革命の影響を受けた活動が活発化し、社会主義を目標とする大衆運動も台頭して来た。これまでの内務省の治安体制では社会主義運動を止めることが出来ないということから、過激社会運動取締法案の流産の三年後、一九二五（大正一四）年二月に治安維持法と名称を変えて登場した。先の過激社会運動取締法案と違って無事に議會を通過してしまつた。

この治安維持法（大正一四年、法律第四六号）は、僅か七条しかない小さな法律であつた。その第一条には「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ

懲役又は禁錮ニ処ス」と定めてあった。国体変革、私有財産制度の否認は過激社会運動取締法案にみられた無政府主義者、社会主義者や共產主義者を意味していた。治安維持法が本格的に適用された有名な三・一五事件（一九二八年三月一五日）は、共産党関係者に及んだ典型的な事例である。三・一五は、小林多喜二の小説の題名にもなっているが、その小林多喜二が築地警察署で虐殺されるショックな事件にまで発展し、この事件を契機に治安維持法は改悪されていくことになる。

この時の改悪は、一九二八年の帝国議会に中改正法律案が提出されていたが、審議未了に終わってしまった。ところが、次の議会にかけることをせず、改正案をそのまま緊急命令という法形式で公布してしまった。その第一条で「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ（中略）私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」と定めた。国体変革者と私有財産制度否認者とを分け、国体変革者に関する範囲が大幅に拡大された。この国体変革者に対する範囲拡大が、宗教弾圧にまで発展する悪の温床となった。それまでは、結社の加入をもって処罰の対象者であったが、結社の組織者の処罰から役員、指導者にまで適用範囲を拡大したばかりか、結社の目的遂行の行為をするものにもまで及んだ。その上に死刑・無期懲役を上限とする最大の重罰をもった刑を科した。無政府主義者・社会主義者に向けられた治安維持法がそれに類する外郭団体にまで弾圧の嗜欲を伸ばそうとする意図が見られた。同時に日中戦争から全面戦争に向わしめる天皇制ファシズム拡大の進行と足並みが一致する。当時の宗教者たちの多くは無政府主義者でも、社会主義者でもなく「我々は治安維持法には関係ない」と無頓着であったのが実際のところであった。法の制定は、当然のことながら国家の方向性を決定し、拡大解釈が一步間違えると、とんでもない逸脱となっていくことを

物語っている。

一九四一年（昭和一六）年に至って、六五条にも及ぶ膨大で最後の改正となった法案が第七十六帝國議會に提出された。この改正で国体変革者と私有財産制度否認の罪とを判然とさせた。前者の国体変革者については一段と強化され、治安維持法の拡大解釈による特高の圧政が戦時体制の進展と共に自由主義的、民主主義的学問、言論、文化活動への干渉から、宗教弾圧へと向っていった。国体変革者は組織者、役員、指導者、加入者（第一条）に加えて、支援する団体の関係者（第二条）団体を準備する関係者（第三条）にまで適用する旨が定められた。第七条で「国体否定者」という項目が新設され、伊藤や小出はこれに該当する犯罪とされた。宗教者に対する断罪は、現人神である天皇を絶対化する国家神道体制保持の国体と異質な宗教を抹殺するためであった。一九三五（昭和一〇）年に治安維持法適用によって、大本教の建造物をダイナマイトで破壊せしめ、事実上壊滅させることに成功した。それに続いて新興仏教青年同盟、天理本道、日本灯台社へとその弾圧の触手は伸びて行った。一九四〇（昭和一五）年に政府が教派や教会を解散させることの出来る権限を規定した宗教団体法が制定されて国家統制を強め、プロテスタント教会が「日本基督教団」として合同が成ったことは、既知のとおりである。

さて、国体否定者とは、国体変革を考えなくともきわめて消極的に「否定」するだけでよい。治安維持法に詳しい奥平によれば「私は『国体否定』という法文の異常さ異例さを強調しておきたい」と言った後「それにしても、『否定』すなわち『承認しないこと』が、罪だというのだから、おそろしいではないか。このような文言を臆面もなく、天下の法律のなかに取り入れることによって、権力自身がますます歯止めを『否定』する姿勢を明らかにしたことである」<sup>(20)</sup>。次に指摘しておきたいことはこの第七条によって「神官若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆」することが取締の対象になったのである。これによって、国家神道の核心となる神官・皇室を完全に祭り上げておきながら、他方では大日本

帝国憲法第二八条で「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定めて、信教の自由は保障すると謳っていた。そんな矛盾をどう理解したらよいのであろうか。これは国教としての天皇制、国家による神道体制を露骨に明文化したばかりでなく、その体制にそぐわない宗教はいつでも弾圧することができることを意味する。戦時非常体制が長期化するに従って、人心は恐怖と不安が増大していき、その抛り所として宗教を求めるのは当然な傾向があるのかえって束縛を強いたのである。しかも国体を否定するという判断は権力者の恣意に委ねられているので、国民にとってその問題点は深刻であった。

それゆえ、起訴理由などは神社問題であるうが、再臨問題であるうがどのようなものでもよかったといえる。

#### 四、判決と刑務所生活

伊藤の場合、一九四三（昭和一八）一〇月二五日に第一審判決が言い渡され「懲役四年、未決拘留通算四百日」であった。伊藤は上告の手続きを取る心算はなかった。それは、「如何に主張しても通るはずもない。…われを審きたまうお方は神である。私は神に一任することにした」<sup>(2)</sup>しかし、東京の統一裁判を担当し、かつ小出の上告の際にも弁護人となった藤川卓郎弁護士らの方針で上告することになった。翌年二月二四日大審院刑事部より「上告棄却」の判決を受けた。伊藤は一九四四（昭和一九）年三月五日から苗穂刑務所で服役することになった。一方、小出の場合は、検事の求刑は六年であったが、一九四四（昭和一九）三月一日に「実刑三年、未決拘留通算三百日」の判決を受けた。彼は、健康を害ねており、少しでも余裕が欲しかったことも加えて直ちに上告する決意であった。その間彼は、栄養失調と緊張による過労のためか脳溢血で倒れて二日間意識不明に陥った。上告の結果は「上告棄却」であり、伊藤と同じ結果であった。彼は意識不明になった直後で、意識はあっても動ける状態ではなく、病後の恢復を得るために三

カ月の刑の執行延期を願ひでた。更に新たな三カ月の延期を経て一九九四年十一月七日に刑務所の門をくぐった。

全国の判決の多くは執行猶予がつけられたにもかかわらず、伊藤と小出にはつかかなかつた。それは、両者とも地域の伝道部長であるばかりか聖教会の中央における要職にも就いていたので、改正治安維持法第七条の「結社ノ役員其ノ他ノ指導者タル任務ニ従事シタル者」に該当するからであつた。然るに東京の統一裁判には多数の役員、指導者が被告人になっており、その判決には興味もたれるが、敗戦によって免訴とされた。その結末は、甚だ遺憾な措置である。免訴については、戦後の人間天皇に対する不敬罪で問われた裁判で問題になつた。<sup>(22)</sup>旧刑事訴訟法第三六三条に「犯罪後法令によつて刑が廃止されたときは免訴」と定められている。旧刑事訴訟法の通説からすれば、免訴判決は犯罪を認めることが出来ても刑罰権が消滅してしまつたので、刑罰権は否定されるという実体裁判説であつた。しかし、新憲法下では形式裁判説が採られ、被告人を一刻も早く訴訟から解放し、形式的に公訴を棄却する訴訟判決であるとした。実体裁判説は無罪と免訴の宣告の区別は明確でなく、形式裁判説では無罪判決には至らない。不敬罪で問われた裁判の少数(庄野)意見に見られるようにはじめから公訴権がないので無罪宣告すべきである。だが、伊藤や小出が既に刑を受けてしまつているので、その効果を失わないために東京統一裁判の被告全員に免訴が言い渡されたという理解も出来なくはない。

改正治安維持法の、第三三条によると「第一審ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ；直接上告ヲ為スコトヲ得」と規定して三審制が採られない。小出の上告審の判決は、「千年王国の建設に際りては我国天皇統治も亦廃止せられるべきものなりとする我国体を否定すべきものなる事實は優にこれを認定するに足り」として再臨問題が国体否定にあたるとし、続いて、日本基督教団第六部が「改正治安維持法第七条の結社に属すること明認するに足り」と判示した。前述した彼の愛国的行動に触れ、「情状に因り刑法所定の酌量軽減」を成していることごとく第一審の原判決が

支持された。

だが、原判決では、結社については「中田重治の教理の宣布を目的とする結社」という理解であり、中田とは再臨とユダヤ人に関する教理問題を異にして分裂したのであってそのことは認めていない。再臨についても「千年王国の建設に際りては我国天皇統治も亦廃止せられる」とか「イスラエル人を支配階級となす統治権の国」とかおよそ聖書思想からは想像しかねる判断をしている。とにかく、治安維持法裁判は暗黒裁判であり、起訴理由やら判決要旨の吟味が問題となるのではなく、当局の天皇制ファシズムの狂信的理念が貫徹出来ればよかった。天皇主権と軍事政權の結合、言い換えれば、天皇制の道具となった国家神道の教義を利用して日本を神国とし、侵略戦争を聖戦とする八紘一字の主張が非難されなければよかったです。政府に認め難い頑陋な思考、確信の強い思想を排除することにその目的があった。

このような裁判の結果、伊藤は苗穂刑務所に小出は堺刑務所にそれぞれ服役した。伊藤はその刑務所の体験を次のように語っている。「よくヤキと称して体罰が加えられるのである。私は覚悟した。私はズルズルと壁によりかかったまま、廊下に倒れて失心してしまった」とか、軍事訓練と称して「教官は堅木の杖をもっている、そして腰を打ち、肩をうつ、頭をぶって、教練を強制するのである」とか、「甚だ非人道的で、人間扱いではない牛馬にも劣る扱いであった。……反則者を罰するのは朝飯前の仕事のようにであった」と刑務所生活でも玩弄を受けたことを描写している。<sup>(24)</sup>

敗戦後、小出の帰還を心待ちにしていた家族のもとに「ハウジキトク、シスルコトアラバ、シタイヒキトルカ」の電報が届いた。妻と長男が堺の刑務所に赴いて目にした光景は次のようなものであった。「遺体は全裸、深く折り曲げた膝を抱くようにして狭い桶の中にうずくまっている。囚衣はたたんだままでその膝の上に。清潔に刈られた白髪頭

に一寸ばかりの裂傷「二つ」<sup>(25)</sup>は一体何を意味しているのであろうか。「変じゃありませんか」「いいんだよ、お父さんは天国に行きなすったのだから」という親子の会話が交わされた。拷問について政府は一貫して否定しているが、私はこの死は一種の暴力か、拷問の結果であると考える。すなわち、伊藤に科された玩弄から充分に推測し得ることである。治安維持法下においては、形式的には罪刑法定主義を掲げた憲法の下にあったが、法律の名による人権圧迫が極限にまで達していたのである。

## 五、異端審問

元来、異端審問は、一定の宗教の内部においてその宗教、宗派の正統的信仰から正統とは認めることのできない信仰者を排除する裁判である。異端審問がなされるのは異教ではない。中世の教会においては教会内の正統的信仰とみなされなかつた人々を宗教裁判にかけた。

我国の国家神道による天皇制維持推進から見れば、キリスト教は異教であつて異端審問という表現は適切ではない。しかし、大日本帝国憲法第二八条において宗教の自由を認めているながら真摯な宗教者を非人権的な仕方を取り扱うことは許されるものではない。異端者のギリシヤ語 *αιρεσις* は「固執する者」の意味がある。信仰の自由を認めながらも国家神道に執拗な固執をもつて弾圧したと解せばどちらが異端者であつたかのは歴史が証明している。また、「異端は正統あつての存在であるから、それ自体のテーゼはなく、正統の批判がその出発となる」という考え<sup>(27)</sup>に基づくなら、消極的で不作為の正統批判も断罪される。異端審問の裁判はいつも通常の裁判でなく特別な裁判であつた。「異端審問官の仕事は法廷の中だけではなく、異端の疑いのある者の摘発、逮捕することから始まつて、起訴、尋問、裁判、判決、処罰にいたるまでの一切を行なう警察官であり、検察官であり、裁判官であり、処刑吏でもあつた」<sup>(28)</sup>の



が二世紀末から始まって一三世紀以降西欧社会で行なわれた異端審問である。治安維持法の裁判も通常とは異なる取調べや裁判がおこなわれ、戦争を正当化する天皇制と軍事行政権の手によって中世西欧と同様なことが行なわれていた。戦時体制が強化されるにつれ、国民の不安は募り、宗教に救いを求める人々が増大する。しかし、宗教的真理によって当局に反抗されると戦争の遂行は困難になる。そうした判断から、キリスト教についていえば、ある一派を敵いなければ他の教派は必ず服従させ得る確信が当局にあった。ともかく、同一教団の一派を弾圧しておけば万事都合よくことが運ぶ。そのような意味からも異端審問であった。

治安維持法は、立法においてもかなりの無理があったが、法を運用する行政、司法にも問題があった。異端審問においては、立法権はさして重要ではなく、権力者の行政権、司法権の強化にその目的があった。治安維持法もそのような意味で行政権、司法権が強化され、法の優位はあとから追従していき、改悪が繰り返されたのである。それ故、異端審問は恣意的な取調べからはじまって、野蛮な訴訟と刑罰が拷問化していく。「疑わしきは被告人の利益に」という近代刑法の原則が生かされず、古代の裁判にみられた救いなき審判といわれる盟神探湯のように無罪の証明がなされないかぎり有罪と判断する裁判であった。これも異端審問の特徴である。

そういった状況の中で伊藤はそれをヨブの苦難に似た信仰の問題に置き換えた。取り調べの間に「私の信条、信仰、行動について取調べられて、再検討となり、その結論として聖書的なこの信条は、真理であり福音であり、救いの道であることを確認することになった」と語るごとく当局の意と裏腹に信仰が再確認され、ますます純化していった。小出にも信仰の為には殉教も辞さない姿勢が窺われる。命を奪われても家族をはじめ周囲人々の信仰はかえって深まっていった。とにかく彼らは伝道に熱心であって、初代教会の信仰を彷彿させるものがある。

法の適用の点では、彼らは宗教団体法傘下の日本基督教団に属し、その教会は、文部大臣の認可した教団規則に基

づいているし、各個教会は知事が認可した教会規則に基づいていたが、改正治安維持法第七条違反で問われた。積極的な伝道による社会的影響は評価できても、彼らは社会的状況を氣遣うことに不足していたので国体否定という非常に曖昧な概念で裁かれたと思われる。権力者の側からは、キリスト教会に対する牽制、威嚇であり、震撼させることが目的であって、曝しや見せしめとして彼らが格好の対象として利用されたと考えられる。残虐、欺瞞、貪欲な行為が、不義を正義とし、悪徳を美徳にして何らためらいもなく確信に満ちて行なわれたのである。

合法的な強権の脅威を伴って、何の権力をもたない者に犠牲を強いることによつて社会は傷つくが、非合法的な仕方(30)で強権の脅威を伴つて刑事的制裁を拡大していくとき刑事法の終焉となることを覚えておかなければならない。昭和におけるキリスト教に対する強烈な弾圧事件は、僅か五〇年前のことであり、いかに非人権的な野蛮な行為が行なわれたのかを忘れてはならない。このような事例はほんの一例に過ぎず、かような弾圧は過去のものではない。国家神道が宗教ではないと欺瞞をもつて国教として復活してくれば、弾圧がさらに日常的なものになることを銘記すべきである。

#### 注

(1) 治安維持法に関する主要な文献は以下のものがある。それぞれの文献にも参考文献が記されているが、現代史の会編「季刊現代史第七号」(現代史の会、一九七〇)の二三頁以下に官庁資料から、回顧・伝記などの文献まで掲げてよく整理されている。ところが本稿に関係する資料には欠けている。

三宅正太郎「治安維持法」現代法学全集・三七卷(日本評論社、一九三〇)

奥平康弘編「治安維持法」現代史資料・第四五卷(みすず書房、一九七三)

現代史の会編「季刊 現代史第七号」(現代史の会、一九七六)

奥平康弘「治安維持法小史」(楽摩書房、一九七七)

リチャード・ミッチェル「戦前の日本の思想統制」(日本評論社、一九八〇)

なお、拙稿「賀川豊彦と治安維持法」(賀川豊彦学会、一九九二)はキリスト教弾圧に適用された治安維持法の歴史的理解を試みたものである。

(2) キリスト教に関する資料として同志社大学人文科学研究所編「戦時下のキリスト教運動」ⅠⅡⅢ(新教出版社、一九七二)、ホーリネスバンド弾圧史刊行会編「ホーリネスバンドの軌跡」(新教出版社、一九八三)などが比較的まとまった資料である。

(3) 大審判昭二〇・一一・一三・(初)第三四二号

(4) 伊藤馨「恩寵あふふる記」『新創造』一九五七年一月号七頁

(5) ホーリネスバンド弾圧史刊行会編「ホーリネスバンドの軌跡」新教出版社 一九八三年、一三〇頁、二八二頁、三〇四頁、三二八頁、三四五頁、三六二頁などその証言は数多い。

(6) 伊藤 前掲書『新創造』一九五七年一月号 一〇頁、一二頁

(7) 伊藤 前掲書『新創造』一九五七年五月号 一四頁

(8) 神社問題については、戸村政博編「神社問題とキリスト教」(新教出版社一九七六)がキリストの立場から資料をよく収集している。

(9) 東洋宣教会ホーリネス教会第十二年会記録 昭和五年四月五日(昭和五年八月三二日東洋宣教会ホーリネス教会監督局発行)

(10) 大正一五年六月一〇日号「きよめの友」

(11) 坂本幸四郎「涙の谷を過ぎるとも」(河出書房新社、一九八五)も他殺説をとっている。更に、ホーリネスバンド弾圧史刊

行会編「ホーリネスバンドの軌跡」(二九頁)においても他殺の可能性を記している。

- (12) 小出忍「昭和の殉教者」ホーリネスの群 一九八〇年 一三三頁
  - (13) 村上重良「日本における宗教弾圧の歴史と構造」法律時報第五八巻九号 一九八六年 四五頁
  - (14) 前掲書「ホーリネスバンドの軌跡」七二八頁
  - (15) 大審判昭二〇・六・二二・判例総攬刑事編二四巻
  - (16) 小出忍 前掲書 四八頁。これと全く同じ文言が他の論告要旨や起訴状にも見られることから、一種のマニユアルが存在していたことが窺える。(同志社大学人文科学研究所編「戦時下のキリスト教運動」Ⅱ三七八頁、Ⅲ一三三、一三七頁など)
  - (17) 金田隆一「戦時下キリスト教の抵抗と挫折」新教育出版社 一九八五年 八六頁
  - (18) 『特高月報』昭和十七年七月分 七四―七五頁(同志社大学人文科学研究所編「戦時下のキリスト教運動」Ⅱ二四―二四四)
- 四)
- (19) 伊藤 前掲書『新創造』一九五七年八月号 二二頁
  - (20) 奥平康弘「治安維持法小史」築摩書房、一九七七年 二二三頁
  - (21) 伊藤 前掲書『新創造』一九五七年八月号 二二頁
  - (22) 最高裁判昭三三・五・二六・刑集二巻六号五二九頁
  - (23) 大審判昭一九・六・二二・判例第二八七号
  - (24) 伊藤 前掲書『新創造』一九五八年一月号 一〇、二二、一三頁
  - (25) 小出 前掲書 七六頁
  - (26) 例えば、一九二九年二月八日の衆議院予算委員会の答弁で拷問の事実を否定しているが信憑性に乏しい。初期には小林多喜二への拷問、宗教者には大本数の拷問などはあまりにも有名である。弾圧された者の伝記や回顧録に拷問の事実は数多い。
  - (27) 堀米庸三「正統と異端」中央公論 一九六四年 三七頁

- (28) 森島恒雄「魔女狩り」岩波書店 一九七〇年 四七頁
- (29) 伊藤 前掲書『新創造』一九五七年六月号 一二頁
- (30) Craig L. Carr "Duress and Criminal Responsibility" *Law and Philosophy* vol. 10, No. 2, 1991, p. 188.